







		十 十		九 八				二		八		口		イ		七					
		イ 一		振 額 最								口		イ		払 込 金 額					
特 別 参 加 場	国 債 市 場	札 発 行 入 札 行 争 入	非 競 争 入	札 発 行 行 争 格	価 格 競 争 格	価 格 競 争 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	行 入 札 発 行 争 格 競	非 競 争 入 札 行 争 格 競	者 第 加 場	特 別 参 加 場	国 債 市 場	行 入 札 発 行 争 格 競	非 競 争 入	札 発 行 入	非 競 争 入	札 発 行 争 格 競	価 格 競 争 格	払 込 金 額	
		十 八 銭	額 百 円 に つ き 九 十 九 円 七	格 十 六 銭 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価	額 十 百 円 に つ き 九 十 九 円 七	平 成 十 八 年 十 二 月 二 十 五 日	す る 。 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 の 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円			円 千 九 百 五 十 五 億 六 千 八 百 八 十 万				円 千 七 百 三 十 四 億 七 百 六 十 四 万	千 六 百 十 四 億 四 千 三 百 五 十 三 万 九	百 七 十 四 億 四 千 三 百 五 十 三 万 九	六 万 八 千 三 十 七 億 五 千 八 百 五 十	一 兆 八 千 三 十 七 億 五 千 八 百 五 十

十 十  
三 二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・  
込 利 発 競 加 場 び 札 格 第  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

(一) 年 一  
募 入 二  
は、募 入 決 定 の パ ー セ ン ト  
式 により 払 込 金 額 の 通 知 を 受 け た 者  
十 号 に 規 定 算 出 し た 金 額 を 第 二  
む も の と す る 。 期 日 に 払 い 込

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 5}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額(た  
だし、当該国債を発行時にお  
て取得する者が非居住者又は  
外国法人である場合には、前記  
(一)の算式により算出した金額  
に当該非居住者又は外国人  
が適用を受ける所得税の税率  
を乗じた金額)を控除すること

十四 初期利子

平成十九年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十六号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十三年十二月二十日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入者

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成十八年十二月二十五日